

[トップ](#)[市会について](#)[会議情報](#)[議員情報](#)[市会の取り組み](#)[広報・情報公開](#)[市会事務局から](#)[トップページ](#) > [組織から探す](#) > [大阪市会](#) > [会議結果](#) > [可決した意見書・決議](#) >

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

ページ番号：545805 2022年5月25日

令和3年9月30日可決

衆議院議長、参議院議長、

内閣総理大臣、総務大臣、

法務大臣、外務大臣、

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 各あて

昭和54年、国連はあらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は昭和60年、この条約を批准した。令和3年現在、189か国が批准している。

平成11年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成12年12月末に発効している。令和3年現在、条約批准189か国中114か国が選択議定書を批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」では156か国中120位となっている。

新型コロナウイルスの感染拡大で、非正規職員の雇止めをはじめ、特に女性への影響が大きくなっている。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策が急務である。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって国におかれては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第1号

女性差別撤廃条約選択議定書の 早期批准を求める意見書

女性差別について個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書は1999年10月6日に国連総会で決議・採択され、2000年9月22日に批准国が10カ国を超えたことにより3カ月後の2000年12月末に効力が発生している。

2001年2月9日現在、署名した国は64カ国、批准まですませた国は15カ国となっている。

個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に人権侵害の申し立てを行うことができ、条約機関が準司法的な手続きでこれを審査して、見解を出すという制度である。

条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力をもつものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような個人通報制度と女性差別撤廃委員会による調査制度を認めた選択議定書を批准することにより、ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力を根絶するための法制度の整備、雇用の場での賃金や昇進についての事実上の差別を積極的に是正する措置、男女の力関係の格差を温存する社会制度や差別的な慣行の是正などについて、締約国は条約違反の被害者救済に向け、具体的な措置をとるよう要請されるので、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

よって国会は政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう働きかけることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年3月29日

堺市議会

衆議院議長	}	各宛
参議院議長		

議員提出議案第37号・女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった女性差別撤廃条約を1985年に批准して以来、4半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は今なお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在しています。同条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国際連合の女性差別撤廃委員会の調査制度を定めた女性差別撤廃条約選択議定書は、1999年の国際連合の総会で採択され、2000年12月に発効し、現在までに、世界で98か国が批准しています。

しかしながら、我が国は司法権の独立を侵すおそれを理由に、いまだに批准しておらず、経済協力開発機構（OECD）加盟国で、批准していないのは米国と我が国の2国のみです。

2003年夏、同委員会は、我が国に対して「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解をすすめる上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を勧告しています。世界経済フォーラムの世界男女格差報告2008年版によれば、我が国の男女格差指数の順位は130か国中98位と、前年の91位より更に後退しており、女性差別の是正が国際的に見ても極めて遅れていることを示しています。また、我が国では、妊娠や出産などを理由にした不利益な扱いや解雇が急増していることから、同条約の徹底が緊急の課題となっています。

一方、政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。同選択議定書についても、男女共同参画審議会の答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准へ積極的な姿勢を示しています。

こうした現状に則し、我が国における女性差別撤廃の取組の強化を促す同選択議定書の批准を、早急に実施するよう求める声が各地から上がっています。同条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、同選択議定書の批准が求められています。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、同選択議定書の採択10年の節目に当たる本年こそ、同選択議定書を批准するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

議員提出議案第14号・女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。同条約を締約する189か国のうち、現在までに112か国が選択議定書を批准しています。また、OECDへ加盟する36か国では、30か国が批准しているところです。

政府が女性の活躍を推進している一方で、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2018」によると、日本は世界149か国のうち、110位といまだ低い状況です。

昨年には、財務省高官によるセクハラ疑惑問題や、大学の医学部入試で女性受験者に不利な得点操作が行われていたことが発覚するなど、日本の女性差別の根深さが明らかになりました。

こうした現状に即し、女性差別撤廃の取組強化を図るため、選択議定書の批准を求める声が全国各地で高まっており、批准を求める請願も国会へ提出されています。

選択議定書が批准されれば、同条約に定められた権利の侵害について、「女子差別撤廃委員会」に対し、個人又は集団が直接通報することができ、同委員会は通報について調査や審議を行い、必要に応じて該当する締約国に対し勧告や、見解の提出を求めることができます。

ちなみに、「第4次男女共同参画基本計画」には、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努めることや、女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めることが明記されています。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、日本が人権の先進国として国際社会で信頼されるため、採択20年目の節目である本年こそ、同条約の選択議定書を速やかに批准するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

請願第1号

女性差別撤廃条約 選択議定書の批准を求める意見書採択に関する請願

紹 介 議 員 一
佐 藤 新 一
和 島 一 行

女性差別撤廃条約 選択議定書の批准を求める意見書採択に関する請願

【請願の趣旨】

向日市議会において、女性差別撤廃条約 選択議定書の批准を求める意見書を採択し、国会および政府に提出するよう請願します。

【請願の理由】

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された付属の条約です。今年が、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから23年目に当たります。現在、女性差別撤廃条約の締約国189カ国中、114カ国が選択議定書を批准していますが、日本はまだ批准していません。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続きを定めています。個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる制度です。調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。

2020年12月、閣議決定された第5次男女共同参画基本計画でも「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。

しかし、日本は各国の男女平等度を示すジェンダー・ギャップ指数2021は、156か国中120位で、先進国では最低レベルであり男女平等の実現はまだ途上です。

セクシャル・ハラスメントやDV、性暴力、大学医学部入試で女性に不利な扱いが繰り返されていた事実、元東京五輪組織委員長の女性蔑視発言、「政治分野における男女共同参画推進法」が2018年に成立したにも関わらず、初めての衆議院選挙で女性当選者が10.1%から9.7%へと減少した事、さらにコロナ禍で非正規雇用等の女性の自殺率が増加している（2021 自殺対策白書）事など、女性差別の根深さを物語っています。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩となります。

令和4年2月24日

請 願 者

向日市議会議長

富 安 輝 雄 様

(別 紙)

(受理番号 4 - 1)

女性差別撤廃条約 選択議定書の批准を求める意見書を国会及び政府に提出を求める請願書

要旨：長岡京市議会において、女性差別撤廃条約 選択議定書の批准を求める意見書を国会および政府に提出するよう請願します。
理由：公定訳上では女子差別撤廃条約であるが、近年の女子から女性へと表現を置き換える流れを鑑み女性差別撤廃条約として記載します。
女性差別撤廃条約 選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999 年に国連で採択された付属の条約です。今年は、女性差別撤廃条約 選択議定が採択されてから 23 年目に当たります。
私たち「ジェンダー平等 OTOKUNI」は、昨年、女性差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を実現するために発足したグループで、乙訓を中心に活動しています。
現在、女性差別撤廃条約の締約国 189 カ国中、114 カ国が選択議定書を批准していますが日本はまだ批准していません。
選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの制度を定めています。
個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に報し、救済を求めることができる制度です。
調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大また組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、
国に調査結果を意見・勧告ともに送付する制度です。

2020年12月、閣議決定された第5次男女共同参画基本計画でも「女性差別撤廃条約の選択議定

書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。

しかし、日本は各国の男女平等度を示すジェンダー・ギャップ指数2021は、156か国

120位で、先進国では最低レベルであり男女平等の実現はまだ途上です。

セクシャル・ハラスメントやDV、性暴力、大学医学部入試で女性に不利な扱いが繰り返

返されていた事実、さらにコロナ禍で非正規雇用等の女性の自殺率が増加している

(2021自殺対策白書)事など、女性差別の根深さを物語っています。

この現状を変えるため、国内においても更なる議論を重ねると共に、

女性差別撤廃条約 選択議定書の批准による、女性の権利を国際基準にする重要

な第一歩を踏み出す様、国会及び政府へ意見書を提出するようにお願いします。

意見書案第1号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を速やかに求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月23日提出

提出者
向日市議会議員 福田 正 人

賛成者
向日市議会議員 和 島 一 行
〃 米 重 健 男
〃 山 田 千 枝 子
〃 天 野 俊 宏
〃 上 田 雅

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を速やかに求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2021年現在、締約国189カ国中114カ国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適切な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

国会においては参議院で、選択議定書の批准を求める請願が採択されており、2020年12月閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」の中で、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されています。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月23日

京都府向日市議会

意見書案 第 1 号
令和4年3月22日

長岡京市議会議長
三木常照様

発議者 総務産業常任委員会

委員長 上村真造



意見書の提出について

女子差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

女子差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を求める意見書 (案)

国連は、1979 (昭和54) 年「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985 (昭和60) 年に批准した。

さらに1999 (平成11) 年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000 (平成12) 年12月末に発効した。

女子差別撤廃委員会は2003 (平成15) 年、2009 (平成21) 年、2016 (平成29) 年ともに選択議定書の批准を奨励し、日本の批准を繰り返し求めている。

2021 (令和3) 年現在、締約国189か国のうち114か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。

女子差別撤廃条約の締約国は、第2条で「女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。

政府は、第5次男女共同参画基本計画でも「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

従って長岡京市議会は、国及び政府に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）